

令和8年度

<専攻科 概要版>

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金

給付要件と給付額 令和8年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす必要があります

(1) 生計維持者が神奈川県内に在住していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

(2) 対象となる生徒が高等学校等専攻科に在籍していること。

- 生徒とは、専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。

(3) 次のいずれかの世帯状況に該当していること

対象となる高校生等1人あたりの給付額（年額）

世帯区分	要件	新制度 (※)	旧制度
①住民税非課税世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が0円	50,500円	50,500円
②年収270～380万円相当の世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①を除く）	16,830円	10,100円
③年収380～600万円相当の多子世帯	生計維持者全員の住民税所得割額の合計が264,500円未満であり、扶養する子等が3人以上いる世帯（①②を除く）	12,630円	10,100円

※ 「扶養する子等」とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族である者のうち、生計維持者と続柄が子の者又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもない者を指し、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等も含まれます。

○次の国籍・在留資格に該当しない場合は、旧制度が対象

国籍、在留資格

- (1) 日本国籍を有する者 (2) 特別永住者 (3) 永住者 (4) 日本人の配偶者等
(5) 永住者の配偶者等 (6) 定住者のうち永住する意思があると認められた者
(7) 家族滞在のうち日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業し、高等学校等専攻科の修了後、日本で就労して引き続き在留する意思があると認められた者

詳しいお知らせ や 申請書類 は、県ホームページ又は事務室にて用意しています。

県ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

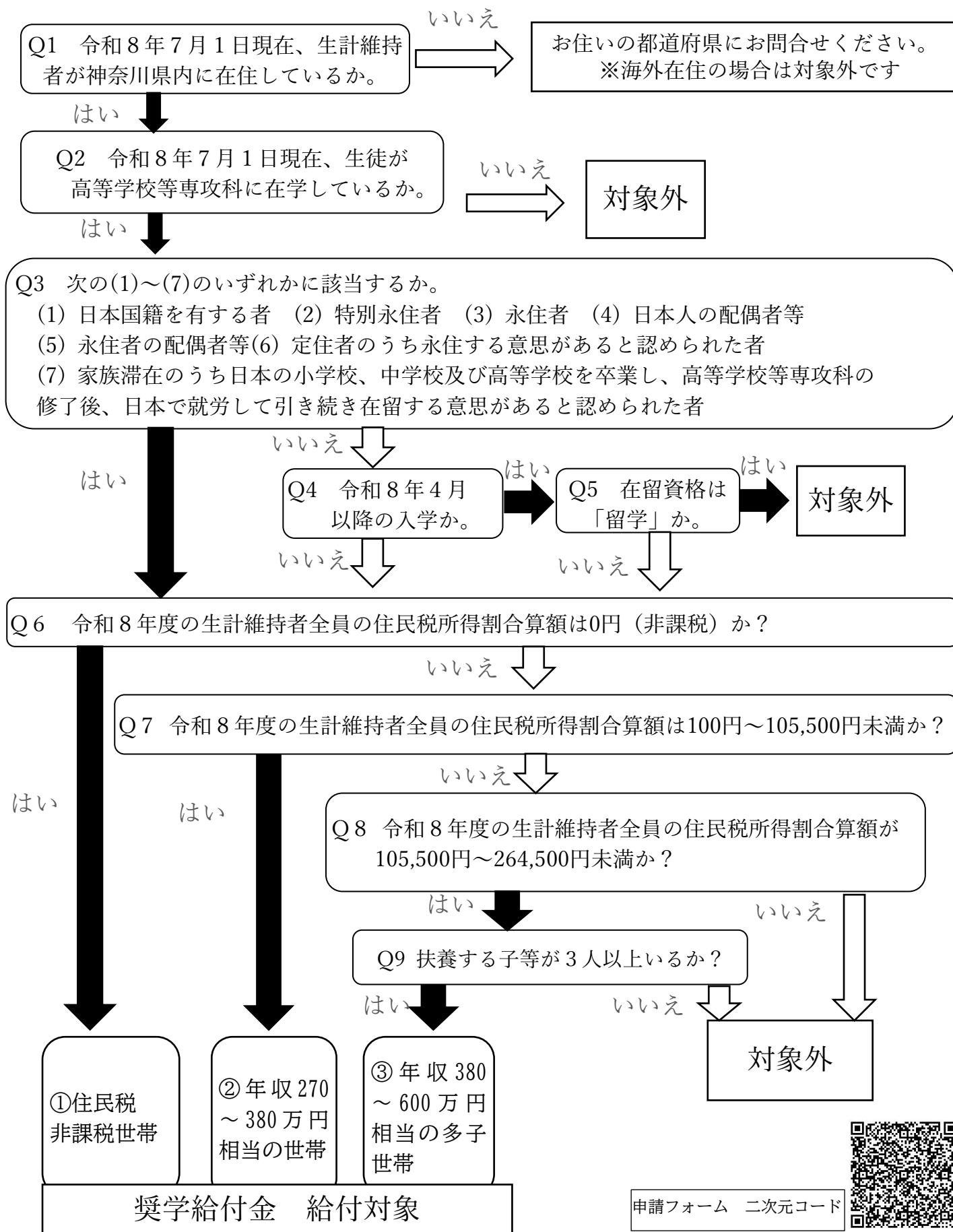
申請締切は、令和8年12月15日（火）までです。

問合せ先：在学している高等学校の事務室 又は

神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)



奨学給付金対象区分確認シート（専攻科）



神奈川県立学校にお通いの場合は、次のURLか二次元コードから電子申請システムで申請してください。
URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=129976

神奈川県立学校以外にお通いの場合は、県ホームページから様式をダウンロードの上、お通いの学校の事務室に申請書を提出してください。

※なお、神奈川県立学校の場合でも、課税世帯の場合は、紙の申請書を提出してください。